

## 産地水産業強化支援事業交付要綱

22水港第2421号

平成23年3月30日

農林水産事務次官依命通知

最終改正 平成27年4月9日 26水港第3888号

- 第1 農林水産大臣は、産地水産業強化支援事業実施要綱（平成23年3月30日付け22水港第2422号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、交付事業者に交付金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
- 第2 第1に規定する経費及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。
- 第3 別表の区分の欄に掲げるⅠ及びⅡの事業の相互間における流用をしてはならない。
- 第4 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書及び添付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、交付事業者は、正副2部を農林水産大臣（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。
- 2 交付事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
- ただし、申請時において当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。
- 第5 第4の申請書及び添付書類の提出は、水産庁長官等（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）が別に定める日までに行うものとする。
- 第6 交付事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣等の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により変更承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 第7 規則第3条第1号イ、ロ及びハに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。
- 第8 交付事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣の指示を求める場合には、交付事業が予定の期間内に完了しない理由又は交付事業の遂行が困難となった理由及び交付事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

らない。

第9 交付事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第3号の概算払請求書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

なお、概算払いの請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく財務大臣との協議が整った日以降に行うことができる。

第10 適正化法第12条の規定に基づく報告は、交付金の交付の決定に係る年度の9月末日現在において、別記様式第4号により補助金等事業遂行状況報告書正副2部を作成し、10月末日までに水産庁長官等に提出して行うものとする。ただし、別記様式第5号の概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第11 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 第4の2ただし書により交付の申請をした交付事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第4の2ただし書により交付の申請をした交付事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項により減額した交付事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第12第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により農林水産大臣に報告しなければならない。

第12 農林水産大臣は、第11の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付金の事業の実施結果が交付金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

2 農林水産大臣は、交付事業者に交付すべき交付金の額が確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、農林水産大臣は、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

第13 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。

3 第14第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

第14 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則第5条に定める処分制限期間を経過しないものがある場合にあつては、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第15 交付事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金等の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

第16 交付事業者は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、農林水産大臣に届けなければならない。

2 交付事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 交付事業者は、第2項により工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。)の請負契約をしようとする場合は、当該工事契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第9号による工事請負契約に係る指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

別表（第2、第3、第7関係）

区 分	経 費	交付率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
I 水産業強化 対策推進交付 金  産地水産業強化 支援事業	<b>I 産地水産業強化支援事業に係                      る経費</b>  交付事業者が産地水産業強化支 援事業実施計画に基づいて、次に 掲げる事業の実施に要する経費  1 本事業の推進に関する検討  2 調査・調整活動の実施のため の取組  3 新たなマーケットの開拓のため の取組  4 実践的知識・技術の取得のため の取組	1/2以内  1/2以内  1/2以内  1/2以内	1 事業費の30%を超 える増又は国庫交付 金の増 2 事業費又は国庫補 助金の30%を超える 減	1 産地水産業強化支 援事業の全部又は 一部の取組の中止 又は廃止 2 産地水産業強化計 画の変更に伴う産 地水産業強化支援 事業実施計画の変 更 3 事業量の3割を超 える変更

区分	経費	交付率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
II 水産業強化 対策整備交付金  施設整備支援事業	<b>I 施設整備支援事業に係る経費</b>  交付事業者が施設整備支援事業実施計画に基づいて、次に掲げる事業の実施に要する経費  1 事業費 実施要綱に基づいて行う施設整備に要する経費          2 附帯事務費 市町村が1の経費を交付するのに直接要する経費	  1/3、4/10、1/2以内（沖縄県にあっては2/3以内。また、一部の対象施設のうち、離島にあっては、5.5/10以内、生活排水処理施設については、地方公共団体の助成額の1/2又は35万円のいずれか少ない額）とし、事業の対象施設ごとに）水産庁長官が別に定める。なお、産地提案事業については、類似施設の類似施設の交付率とする。   1/2以内	  1 事業費の30%を超える増又は交付金の増 2 事業費又は交付金の30%を超える減	  1 事業の中止又は廃止 2 産地水産業強化計画の内容変更に伴う変更 3 実施主体又は管理主体の変更 4 施行箇所及び設置場所の変更 5 事業量の3割を超える変更 6 施設等の新設又は廃止

別記様式第1号-1 (第4関係)

平成〇〇年度産地水産業強化支援事業  
(水産業強化対策推進交付金)  
交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

(沖縄県内にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

団体名  
代表者氏名  
印

平成〇〇年度において、産地水産業強化計画に基づく内容のとおり標記事業を実施したので、産地水産業強化支援事業交付要綱(平成23年3月30日付け22水港第2421号農林水産事務次官通知)第4の規定により、下記のとおり交付金の交付を申請する。

記

水産業強化対策推進交付金 〇〇〇円  
事業完了予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(要領)

- 申請の際には以下の書類を添付すること。
  - 別記様式第1号-1別表
  - 産地水産業強化支援事業実施計画書の写し
  - 外部へ委託する場合は、その委託契約書案
  - その他水産庁長官が必要と認める資料
- 都道府県を經由して申請する場合は、「団体名」を削除し、「代表者氏名」を「都道府県知事」と置き換えること。

別記様式第1号-1別表（経費の配分）【都道府県による上乗せ助成がない場合】

区 分	事業費 (D) (A)+(B)+(C)	交付事業に 要する経費 (A)+(B)	国庫交 付率 (A)/(D) %	負 担 区 分			備 考
				国庫交付金 (A)	協議会費 (B)	市町村費 (C)	
水産業強化対策推進交付金							
1 本事業の推進に関する検討（1／2以内）							
2 調査・調整活動の実施のための取組（1／2以内）							
3 新たなマーケットの開拓のための取組（1／2以内）							
4 実践的知識・技術の取得のための取組（1／2以内）							

(注) 変更申請の場合は、変更箇所を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第1号-1別表（経費の配分）【都道府県による上乗せ助成がある場合】

区 分	事業費 (E) (A)+(B)+ (C)+(D)	交付事業に 要する経費 (A)+(B)	国庫交 付率 (A)/(E) %	負 担 区 分				備 考
				国庫交付金 (A)	都道府県費 (B)	協議会費 (C)	市町村費 (D)	
水産業強化対策推進交付金								
1 本事業の推進に関する検討（1／2以内）								
2 調査・調整活動の実施のための取組（1／2以内）								
3 新たなマーケットの開拓のための取組（1／2以内）								
4 実践的知識・技術の取得のための取組（1／2以内）								

(注) 変更申請の場合は、変更箇所を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。



別記様式第1号-2 (第4関係)

平成〇〇年度産地水産業強化支援事業  
施設整備支援事業 (水産業強化対策整備交付金)  
交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

(沖縄県内にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

市町村長  
氏名

印

平成〇〇年度において、産地水産業強化計画に基づく内容のとおり標記事業を実施したので、産地水産業強化支援事業交付要綱 (平成23年3月30日付け22水港第2421号農林水産事務次官通知) 第4の規定により、下記のとおり交付金の交付を申請する。

(なお、別紙のとおり交付対象物件を担保に供することとしたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号) 第22条の規定により併せて申請する。)

記

水産業強化対策整備交付金 〇〇〇円  
事業完了予定年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(要領)

- 申請の際には以下の書類を添付すること。
  - 別記様式第1号-2別表
  - 施設整備支援事業実施計画書の写し
  - 概算設計書等の事業費の積算根拠となる資料
  - その他水産庁長官が必要と認める資料
- 都道府県を経由して申請する場合は、「市町村長」を「都道府県知事」と置き換えること。
- 本文括弧書きは、事業を行うにあたり、対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資 (漁業近代化資金等) 及び株式会社日本政策金融公庫から融資を受ける場合に記載すること。この場合において、当該融資等の内容 (金融機関名、制度融資名、融資金額、償還年数、その他必要な事項) を別紙内訳書に記載し、添付すること。

(別紙内訳書)

事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資（漁業近代化資金等）及び株式会社日本政策金融公庫から融資を受けるために対象物件を担保に供する場合の内訳書

1. 交付金等名
2. 目標名
3. 担保施設の概要
  - (1) 名称（施設名）
  - (2) 施設の規模概要
  - (3) 所在地（設置場所）
  - (4) 総事業費と負担区分
4. 借入れの概要
  - (1) 金融機関名
  - (2) 制度融資名
  - (3) 融資金額
  - (4) 償還年数
  - (5) 債務保証
5. その他参考となる事項



(3) 6次産業化								
2 / 3 以内分								
5. 5 / 10 以内分								
1 / 2 以内分								
4 / 10 以内分								
1 / 3 以内分								
(4) 漁村の魅力向上								
2 / 3 以内分								
5. 5 / 10 以内分								
1 / 2 以内分								
1 / 2 以内又は35万円の いずれか少ない額分								
1 / 3 以内分								
2 附帯事務費 (1 / 2 以内)								

- (注) 1. 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記載すること。
2. 該当のない区分については、記載を省略しても可とする。
3. 変更申請の場合は、変更箇所を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。



(3) 6次産業化									
2/3以内分									
5. 5/10以内分									
1/2以内分									
4/10以内分									
1/3以内分									
(4) 漁村の魅力向上									
2/3以内分									
5. 5/10以内分									
1/2以内分									
1/2以内又は35万円の いずれか少ない額分									
1/3以内分									
2 附帯事務費(1/2以内)									

- (注) 1. 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記載すること。
2. 該当のない区分については、記載を省略しても可とする。
3. 変更申請の場合は、変更箇所を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第2号-1 (第6関係)

平成〇〇年度産地水産業強化支援事業  
産地水産業強化支援事業 (水産業強化対策推進交付金)  
変更承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

団体名  
代表者氏名  
印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、産地水産業強化支援事業交付要綱 (平成23年3月30日付け22水港第2421号農林水産事務次官通知) 第6の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- (注) 1 別記様式第1号-1別表 (変更箇所を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載)
- 2 交付決定を受けた計画書の変更箇所を下線を付して修正した該当資料ページを添付して提出すること。  
なお、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。
- 3 交付金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、産地水産業強化支援事業交付要綱第6の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、産地水産業強化支援事業交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とすること。
- 4 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止 (廃止) 承認申請書」と、「変更」を「中止 (廃止)」と置き換えること。
- 5 都道府県を經由して申請する場合は、「団体名」を削除し、「代表者氏名」を「都道府県知事」と置き換えること。

別記様式第2号-2 (第6関係)

平成〇〇年度産地水産業強化支援事業  
施設整備支援事業(水産業強化対策整備交付金)  
変更承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

市町村長  
氏名

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、産地水産業強化支援事業交付要綱(平成23年3月30日付け22水港第2421号農林水産事務次官通知)第6の規定に基づき申請する。

記

変更の理由

- (注) 1 別記様式第1号-2別表(変更箇所を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載)
- 2 交付決定を受けた計画書の変更箇所を下線を付して修正した該当資料ページを添付して提出すること。  
なお、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。
- 3 交付金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、産地水産業強化支援事業交付要綱第6の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、産地水産業強化支援事業交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とすること。
- 4 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあつては、「変更承認申請書」を「中止(廃止)承認申請書」と、「変更」を「中止(廃止)」と置き換えること。
- 5 都道府県を経由して申請する場合は、「市町村長」を「都道府県知事」と置き換えること。



別記様式第3号-1 (第9関係)

平成〇〇年度産地水産業強化支援事業  
産地水産業強化支援事業 (水産業強化対策推進交付金)  
概算払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)  
(官署支出官 水産庁長官 殿)  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

団体名  
代表者氏名  
印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定の通知のあった平成〇〇年度産地水産業強化支援事業について、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

水産業強化対策推進交付金 〇〇〇〇円

(要領)

- 1 申請の際には別記様式第3号-1別表を添付すること。
- 2 都道府県を経由して申請する場合は、「団体名」を削除し、「代表者氏名」を「都道府県知事」と置き換えること。

別記様式第3号-1別表

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

区分	補助事業等に要する経費	(A) 国庫補助金等の額	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		A - ((B) + (C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄 (予定)出来高	金額	〇月〇日迄 予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。  
 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第3号-2 (第9関係)

平成〇〇年度産地水産業強化支援事業  
施設整備支援事業(水産業強化対策整備交付金)  
概算払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)  
(官署支出官 水産庁長官 殿)  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

市町村長  
氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定の通知のあった平成〇〇年度産地水産業強化支援事業施設整備支援事業について、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

水産業強化対策整備交付金 〇〇〇〇円

(要領)

- 1 申請の際には別記様式第3号-2別表を添付すること。
- 2 都道府県を経由して申請する場合は、「市町村長」を「都道府県知事」と置き換えること。

別記様式第3号－2別表

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

区分	補助事業等に要する経費	(A) 国庫補助金等の額	国庫補助金等のうち 9割相当額	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		A - ((B) + (C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
				金額	出来高	金額	〇月〇日迄(予定)出来高	金額	〇月〇日迄 予定出来高		
	円	円	円	円	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。  
 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第4号-1 (第10関係)

平成〇〇年度産地水産業強化支援事業  
産地水産業強化支援事業 (水産業強化対策推進交付金)  
遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

団体名  
代表者氏名

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、産地水産業強化支援事業交付要綱 (平成23年3月30日付け22水港第2421号農林水産事務次官通知) 第10の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		〇年9月末日までに完了したもの		〇年10月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。  
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。  
3 都道府県を經由して申請する場合は、「団体名」を削除し、「代表者氏名」を「都道府県知事」と置き換えること。

別記様式第4号-2 (第10関係)

平成〇〇年度産地水産業強化支援事業  
施設整備支援事業(水産業強化対策整備交付金)  
遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

市町村長  
氏名

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、産地水産業強化支援事業交付要綱(平成23年3月30日付け22水港第2421号農林水産事務次官通知)第10の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年9月末日までに完了したもの		〇年10月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。  
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。  
3 都道府県を經由して申請する場合は、「市町村長」を「都道府県知事」と置き換えること。

別記様式第5号-1 (第10関係)

平成〇〇年度産地水産業強化支援事業  
産地水産業強化支援事業 (水産業強化対策推進交付金)  
概算払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)  
(官署支出官 水産庁長官 殿)  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

団体名  
代表者氏名  
印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定の通知のあった平成〇〇年度産地水産業強化支援事業について、産地水産業強化支援事業交付要綱第10の規定に基づき、9月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて、金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	補助事業等に要する経費	(A) 国庫補助金等の額	(B) 既受領額		遂行状況報告 9月末日現在	(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日迄(予定)出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。  
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。  
3 都道府県を経由して申請する場合は、「団体名」を削除し、「代表者氏名」を「都道府県知事」と置き換えること。

別記様式第5号-2 (第10関係)

平成〇〇年度産地水産業強化支援事業  
 施設整備支援事業 (水産業強化対策整備交付金)  
 概算払請求書

番 号  
 年 月 日

農林水産大臣 殿  
 (沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)  
 (官署支出官 水産庁長官 殿)  
 (沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長)

市町村長  
 氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号で交付決定の通知のあつた平成〇〇年度産地水産業強化支援事業施設整備支援事業について、産地水産業強化支援事業交付要綱第10の規定に基づき、9月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて、金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金等の額	国庫補助金等のうち9割相当額	(B) 既受領額		遂行状況報告	(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
				金額	出来高		9月末日現在	金額	〇月〇日迄(予定)出来高	金額		
	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。  
 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。  
 3 都道府県を經由して申請する場合は、「市町村長」を「都道府県知事」と置き換えること。



別記様式第6号-1 (第11関係)

平成〇〇年度産地水産業強化支援事業  
産地水産業強化支援事業 (水産業強化対策推進交付金)  
実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)  
(官署支出官 水産庁長官 殿  
(沖縄にあっては内閣府沖縄総合事務局長))

団体名  
代表者氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、産地水産業強化支援事業交付要綱 (平成23年3月30日付け22水港第2421号農林水産事務次官通知) 第11の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり交付金の交付を請求する。

記

水産業強化対策推進交付金 〇〇〇円  
事業完了年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(要領)

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を下線を付して加筆修正し添付すること。
- 3 報告の際には以下の書類を添付すること。
  - (1) 別記様式第6号-1別表
  - (2) 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写しを添付すること。
  - (3) 外部へ委託した場合で、交付申請時にその委託契約書の案を添付した場合は、委託契約書の写し
- 4 都道府県を経由して申請する場合は、「団体名」を削除し、「代表者氏名」を「都道府県知事」と置き換えること。
- 5 併せて精算請求を行う場合は、宛名に「官署支出官 水産庁長官 殿」と追記すること。なお、沖縄県にあっては、「水産庁長官」を「内閣府沖縄総合事務局長」と置き換えること。

別記様式第6号-1別表（経費の配分）【都道府県による上乗せ助成がない場合】

区 分	事業費 (D) (A)+(B)+(C)	交付事業に 要した経費 ((A)+(B))	国庫交 付率 (A)/(D) %	負 担 区 分			備 考
				国庫交付金 (A)	協議会費 (B)	市町村費 (C)	
水産業強化対策推進交付金							
1 本事業の推進に関する検討（1／2以内）							
2 調査・調整活動の実施のための取組（1／2以内）							
3 新たなマーケットの開拓のための取組（1／2以内）							
4 実践的知識・技術の取得のための取組（1／2以内）							



別記様式第6号-2 (第11関係)

平成〇〇年度産地水産業強化支援事業  
施設整備支援事業 (水産業強化対策整備交付金)  
実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)  
(官署支出官 水産庁長官 殿)  
(沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長)

市町村長  
氏名

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、産地水産業強化支援事業交付要綱(平成23年3月30日付け22水港第2421号農林水産事務次官通知)第11の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり交付金の交付を請求する。

記

水産業強化対策整備交付金 〇〇〇円  
事業完了年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(要領)

- 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様の場合においては、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があった場合においては、交付決定を受けた計画書のコピーに変更箇所を下線を付して加筆修正し添付すること。
- 3 報告の際には以下の書類を添付すること。
  - (1) 別記様式第6号-2別表
  - (2) 施設整備支援事業を実施した市町村にあっては、財産管理台帳の写し
- 4 都道府県を経由して申請する場合は、「市町村長」を「都道府県知事」と置き換えること。
- 5 併せて精算請求を行う場合は、宛名に「官署支出官 水産庁長官 殿」と追記すること。なお、沖縄県にあっては、「水産庁長官」を「内閣府沖縄総合事務局長」と置き換えること。



(3) 6次産業化								
2 / 3 以内分								
5. 5 / 10 以内分								
1 / 2 以内分								
4 / 10 以内分								
1 / 3 以内分								
(4) 漁村の魅力向上								
2 / 3 以内分								
5. 5 / 10 以内分								
1 / 2 以内分								
1 / 2 以内又は35万円の いずれか少ない額分								
1 / 3 以内分								
2 附帯事務費 (1 / 2 以内)								

(注) 1. 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記載すること。

2. 該当のない区分については、記載を省略しても可とする。



(3) 6次産業化									
2 / 3 以内分									
5. 5 / 10 以内分									
1 / 2 以内分									
4 / 10 以内分									
1 / 3 以内分									
(4) 漁村の魅力向上									
2 / 3 以内分									
5. 5 / 10 以内分									
1 / 2 以内分									
1 / 2 以内又は35万円の いずれか少ない額分									
1 / 3 以内分									
2 附帯事務費 (1 / 2 以内)									

(注) 1. 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記載すること。

2. 該当のない区分については、記載を省略しても可とする。



別記様式第7号（第11関係）

平成〇〇年度産地水産業強化支援事業  
施設整備支援事業（水産業強化対策整備交付金）  
の仕入れに係る消費税相当額報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

市町村長  
氏名

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた事業について、産地水産業強化支援事業交付要綱（平成23年3月30日付け22水港第2421号農林水産事務次官通知）第11の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 （平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 交付金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）

・交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) 都道府県を經由して申請する場合は、「市町村長」を「都道府県知事」と置き換えること。

別記様式第8号（第14関係）

財 産 管 理 台 帳

実施主体名 \_\_\_\_\_

地区名		地区	事業実施年度			平成	年度	農林水産省所管交付金名								
施設等 名称	事業の内容					工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目 (事業細目)	実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日		処分の 内容
									交付金	市町村	その他					
	計															
	計															
	合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第9号(第16関係)

契約に係る指名停止に関する申立書

年 月 日

〔補助事業者〕 殿

所 在 地  
商号又は名称  
代 表 者

印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置を受けていないことを申し立ていたします。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波事務所をいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。